

復興公営住宅自治活性化事業補助金実施要領

1 趣旨

復興公営住宅自治活性化事業補助金の実施については、復興公営住宅自治活性化事業補助金交付要綱（平成28年7月1日制定。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

2 補助事業等

- (1) 補助金の交付対象となる事業等は、復興公営住宅のコミュニティの形成に資する事業とし、その内容等は交付要綱第3条に定めるものとする。
- (2) 補助事業の対象期間は、交付決定日から当該日の属する年度の3月31日までとし、この期間内に補助事業を実施し、完了しなければならない。

3 補助対象者

本事業の補助対象者は、交付要綱第6条に定める団体とする。

4 補助対象外事業

補助対象としない事業は次のとおりとする。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動などに類する事業
- (3) その他、補助対象とすることが適当でない認められるもの。

5 補助対象経費

- (1) 本事業の補助対象経費は、交付要綱第4条に定めるとおりとする。
- (2) なお、事業は復興公営住宅のコミュニティの機能を強化し、自治組織等が自発的、主体的に取り組む自治活動に対して補助するものであるため、備品の購入を行う場合は、用途が本事業の趣旨に合致するとともに、真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかで、かつ、確実な場合に限るものとする。
- (3) 食糧費は、最小限の飲食費については、補助対象経費とするが、それ以外の役員会等の住民が参加しない会議の弁当等の飲食代、アルコール類の代金、慰労会及び反省会に係る経費などは、補助対象外とする。

6 補助対象外経費

- (1) 事業を伴わない物品・備品の購入に要する経費
- (2) 団地集会所の維持管理費
- (3) 自治組織等の団体の構成員に対する人件費及び交際費
- (4) 他の個人または団体への負担金及び補助金など住民自治組織が直接関与又は実施しない事業に関わる経費
- (5) 物品販売に係る経費
- (6) その他補助することが適当でないと判断される経費

7 事業の採択手続

交付要綱第7条に規定する交付申請書（第1号様式）等について、採択の適否を審査し、適当であると認めたものについて、事業採択通知書を補助対象者に通知するものとする。

不採択の決定を行った場合も申請者に通知するものとする。

8 補助金の概算払い

交付要綱第11条に定める概算払いに係る請求金額は、補助金交付決定額の70%を上限とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

9 その他

その他の必要な項目については、別途募集要領で定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から適用する。